

募集型企画旅行 旅行条件書（国内用）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1、募集型企画旅行契約

この旅行は、福山ツーリスト株式会社（以下「当社」といいます）が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。また旅行契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

2、旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 当社又は当社受託営業所（以下「当社ら」といいます）にて所定の申込書（以下単に「申込書」といいます）に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。
- 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱う場合があります。
- 募集型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。

旅行代金	お申込金
20,000円未満	5,000円以上
50,000円未満	10,000円以上
100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

3、お申込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 旅行目的やお客様層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況により、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様のご負担になります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとして当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込をお断りする場合があります。

4、旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5、旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上の方はおとな代金、満6才以上12才未満の方は子ども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の寝具等必要な場合は子ども代金を適用します。
- 旅行代金には、以下のものが含まれています。（いずれも旅行日程に明示したもの）
 - ①運送機関の運賃・料金
 - ②宿泊代金
 - ③食事代金
 - ④観光に係る代金
 - ⑤団体行動中の心付け
 - ⑥添乗員経費
 - ⑦その他旅行代金に含まれる旨表示したもの
 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、

お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7、旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金は著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。

8、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。

9、取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。（契約解除のお申し出は、お申し込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします）また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人員の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日	取消料・変更料	
	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		
① 2 1 日目に当たる日以前の解除	無料	無料
② 2 0 日目に当たる日以降の解除 (③～⑧を除く)	旅行代金の 2 0 %	無料
③ 1 0 日目に当たる日以降の解除 (④～⑧を除く)	旅行代金の 2 0 %	旅行代金の 2 0 %
④ 7 日目に当たる日以降の解除 (⑤～⑧を除く)	旅行代金の 3 0 %	旅行代金の 3 0 %
⑤ 旅行開始日前日の解除	旅行代金の 4 0 %	旅行代金の 4 0 %
⑥ 旅行開始日当日の解除	旅行代金の 5 0 %	旅行代金の 5 0 %
⑦ 無連絡不参加	旅行代金の 1 0 0 %	旅行代金の 1 0 0 %
⑧ 旅行開始後の解除	旅行代金の 1 0 0 %	旅行代金の 1 0 0 %

< 宿泊プランをご利用の時 > ※表示は旅行代金に対する割合です。

取消・変更日	取消料・変更料		
	宿泊人員		
	1～14名	15～30名	31名以上
21日前以前	無料	無料	無料
8日前～20日前			10%
7日前			30%
6日前			
5日前			
4日前	20%	20%	
3日前			
2日前			
前日	50%	50%	50%
当日			
無連絡不参加	100%	100%	100%
旅行開始後の解除			

- お客様の都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10、当社による旅行契約の解除

- お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

- b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d.お客様が旅行内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。

- f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

1 1、添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全にかつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従っていただきます。
- (3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- (4) 個人型プランは添乗員等が同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

1 2、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する積に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ④ 自由行動中の事故 ⑤ 食中毒 ⑥ 盗難
 - ⑦ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

1 3、特別補償

- (1) 当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第12項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハングライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

1 4、お客様の責任

- (1) お客様は当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (2) お客様は、旅行開始後において、万一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されると認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

1 5、旅程保証

- (1) 当社は次表に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(2)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表の定める率に乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金額は第5項(2)に15%を乗じた額を限度とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金

のお支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

変更補償金の支払いとなる変更事項	一件あたりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
1.パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2.パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みまず)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3.パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0%	2.0%
4.パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5.パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
6.パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件変更	1.0%	2.0%
7.前各号に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

1 6、その他

- (1) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時は、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路事情により予定時間通りに運行できない場合があります。また、止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求にも応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償には応じられません。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

1 7、個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するためのサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために(※利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

1 8、募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

1 9、旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件及び旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日の有効な運賃・規則を基準としてしています。

<旅行企画・実施>

福山ツーリスト株式会社

観光庁長官登録旅行業 第2114号

一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

〒721-0974

広島県福山市東深津町4-16-25

TEL: 084-926-7722 FAX: 084-926-7724

総合旅行業務取扱管理者 大谷 司